

## 第11 民事介入暴力の根絶と被害者の救済

### 1 はじめに

暴力団等の反社会的勢力が、暴力その他の威力を背景として不当な利益を上げる民事介入暴力に対する対策は、これを事前に予防し、差止め、事後に被害回復等を図る人権救済活動であり、まさに「法の支配」を社会の隅々に貫徹させる実践の場である。

### 2 民事介入暴力の現状

暴力団は、暴力団対策法施行以降の規制強化や企業暴排指針の浸透により、その勢力が弱体化し、構成員等の数が激減しているが、半面、組織実態を隠蔽しつつ違法な資金獲得活動を行っていることなどが指摘されており、その潜在化、不透明化が新たな問題となっている。また、暴力団を脱退した者の社会復帰が進まないことにより、いわゆる半グレなどとともに新たな反社会的勢力を構成していることが指摘されており、暴力団離脱者の社会復帰支援の必要性が唱えられている。

最近の暴力団の資金獲得活動の傾向として、暴対法による規制の網を潜り抜けるため、各種公的給付制度を悪用したり、いわゆる特殊詐欺を組織的に行うなど、詐欺的な手法による資金獲得活動にシフトしていることが指摘されている。また、暴力団情勢としては、最大勢力である六代目山口組が2015（平成27）年に神戸山口組と分裂し、その後神戸山口組を離脱して結成された任侠山口組が新たに指定暴力団に指定され、短期間で3団体に分裂し、複雑化している。これら3団体は現在も緊張関係にあるが、2019（令和元年）10月には六代目山口組の若頭（ナンバー2）が出所するなどがあり、いつ全国的な抗争に発展するか予断を許さない危険な状況にある。

### 3 民事介入暴力対策の整備

全国の弁護士会は、民事介入暴力の根絶と迅速な被害救済を行うために、次のような対策をさらに充実させていくべきである。

#### (1) 民事介入暴力被害者救済センター

被害者の救済及び被害の予防を目的とする「民事介入暴力被害者救済センター」をさらに充実・活性化するとともに、市民に対する更なる周知に努め、民暴被害の救済に当たるとともに、会員からの共同受任要請に対応していく。

#### (2) 研修会の実施

会員や行政機関の職員に向けて、民暴事件の手口やその対応方法、反社会的勢力との関係遮断に関する研修を行う。

#### (3) 他の諸機関との連携

民事介入暴力対策において、警察、暴追センター、企業防衛協議会、その他反社会的勢力排除に取り組む機関との連携は不可欠である。具体的には民暴対策に関する具体的案件において各種支援を得たり、民暴研究会を実施し、研修会を共催するなどをして、連携を図っていく必要がある。

### 4 今後の課題

社会全体による暴力団排除活動をさらに進めていくことが重要である。犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」は公表後10年が経過した。そのうえ、全都道府県

で暴排条例が施行されたことにより、大企業や金融機関においては相当程度暴力団排除の実務が浸透したものであると思われるが、半面、中小企業や、盛り場などにおける対策はいまだ十分とは言えないことが指摘されている。また、IR法の施行によりギャンブルが合法化された後に、これに関わる事業及びその周辺領域から反社会的勢力を排除するための対策も新たな課題である。さらに、近年急速に普及した暗号資産が、暴力団等反社会的勢力により違法収益確保のツールとして利用されていることが指摘されており、暗号資産取引からの暴力団排除の取り組みが求められている。暴力団の重要な資金源とされている特殊詐欺についても、これまで警察が対策を強化しても一向に被害が減少しない状況にあり、更なる対策の強化が求められている。

弁護士会も、上記企業指針及び暴排条例の普及や、新たな課題の対策について、引き続きサポートしていくべきである。とりわけ、特殊詐欺に係る被害の防止、回復、被害者支援については、2018（平成30）年度に青森で開催された人権大会において決議がなされており、積極的な関与が求められるところである。近年、暴力団対策法に定める威力利用資金獲得行為に対する代表者等の損害賠償請求制度を利用して、特殊詐欺事案における暴力団代表者の責任を追及する訴訟が全国で提起されているが、被害回復のみならず、被害防止の観点からも、この動きを加速してゆくべきである。

また、2019（令和元）年10月に、東京都暴力団排除条例が改正され、暴力団に対するみかじめ料等の支払いを抑止するため、東京都内の繁華街に指定された特別強化地域における特定事業者がみかじめ料等を支払った場合の直罰規定が新設された。弁護士会もこの動きを捉え、当該条例改正の啓蒙活動や、前記暴対法に定める損害賠償請求制度を利用して、みかじめ料等を支払うことを強要されていた事業者の被害回復に注力すべきである。さらに、暴力団からの被害救済や被害予防のため、暴追センター等適格団体による暴力団事務所使用差止請求制度などを積極的に活用しなければならない。

加えて、2017（平成29）年12月に閣議決定された再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画において、暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導の必要性が指摘されているが、暴力団対策の観点からも、誰もが安心して暮らせる社会の実現のため、暴力団を脱退した者が犯罪性向を有したまま反社会的な存在として留まることを防ぐべく、暴力団離脱者の社会復帰を促進するための施策についても積極的に関与すべきである。